

盛土規制法に基づく許可基準

令和 7 年 5 月改正

滋賀県土木交通部住宅課

## 本許可基準の位置づけ

滋賀県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）に基づき申請された盛土等の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めています。

本許可基準は、次のとおり三部構成としています。

第Ⅰ部 手引き編

第Ⅱ部 技術的基準編

第Ⅲ部 様式編

この許可基準は、行政手続法に基づく審査基準としており、盛土規制法の規定に基づく盛土等の工事および関連する事業に適用します。ただし、当該行為に係る関係法令に別途、定めがある場合には、各法令等にも適合することが必要です。

第Ⅰ部の手引き編は、主に盛土規制法に基づく申請手続き全般に関することを記載したものであります。具体的には、盛土等の許可および届出にかかる手続きを記載しています。

第Ⅱ部のこの技術的基準編は、主に盛土規制法第 13 条および第 31 条の宅地造成等に関する工事の技術的基準に関する内容を具体的に記載したものです。

なお、この技術的基準において特に定めのないものについては、次の図書等を参考してください。

① 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）

（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長および林野庁長官発都道府県宅地規制担当部局長あて文書）

② 盛土等防災マニュアルの解説

（編集：盛土等防災研究会、発行：株式会社ぎょうせい）

（参考）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抜粋

- ・ 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するためには必要とされる基準（以下、「審査基準」という。）を定めるものとする。審査基準は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。（行政手続法第 2 条、第 5 条第 2 項）
- ・ 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。（行政手続法第 5 条第 3 項）
- ・ 行政手続法および行政手続条例に基づく審査基準は下記をご覧ください。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/308809/308802/>

この許可基準は、工事主等が滋賀県において申請手続をする場合の取扱いを示したものであります。中核市（大津市）、事務委任市においては、独自に許可基準等を策定している場合があります。このため、本許可基準の取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市にお問い合わせください。

# 目次

## 第Ⅰ部 手引き編

<b>1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要</b>	- 1 -
1－1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	- 1 -
1－2 盛土規制法に関する根拠法令等	- 1 -
1－3 用語の定義	- 1 -
1－4 区域指定図	- 2 -
1－5 許可を要する工事	- 3 -
1－6 届出を要する工事	- 3 -
1－7 許可および届出を要しない工事	- 5 -
<b>2 許可権者</b>	- 6 -
<b>3 工事の技術的基準および設計者資格</b>	- 7 -
3－1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 7 -
3－2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 8 -
3－3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	- 9 -
<b>4 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可の申請等</b>	- 10 -
4－1 事前協議	- 10 -
4－2 周辺住民への周知	- 10 -
4－3 許可申請書作成要領	- 12 -
4－4 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の届出書作成要領	- 14 -
4－5 擁壁等に関する工事および公共施設用地の転用の届出書作成要領	- 15 -
4－6 標準処理期間	- 15 -
4－7 許可等申請手数料	- 16 -
<b>5 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可・届出後における留意事項</b>	- 18 -
5－1 許可の条件	- 18 -
5－2 標識の掲出	- 18 -
5－3 工事着手届出書の提出	- 19 -
5－4 工事の変更許可申請	- 20 -
5－5 軽微な変更に関する届出	- 20 -
5－6 工事の休止・再開・廃止に関する届出	- 20 -
5－7 届出工事の変更・完了に関する届出	- 20 -
<b>6 検査・定期報告</b>	- 20 -
6－1 中間検査	- 20 -
6－2 定期報告	- 21 -
6－3 完了検査・確認申請	- 22 -

6 - 4 検査・確認時の留意事項	- 22 -
7 申請手続の流れ	- 23 -
8 手続の一覧	- 26 -
9 申請書等作成要領兼チェックリスト	- 28 -
10 許可の特例	- 28 -

## 第Ⅱ部 技術的基準編

### 第1章 地盤に関する技術的基準

1 崖面の排水	第1章 - 1 -
2 地滑り防止杭等	第1章 - 1 -
3 段切り	第1章 - 3 -
4 小段	第1章 - 3 -
5 切土の安定	第1章 - 4 -
6 切土の勾配	第1章 - 6 -
7 溪流等の範囲	第1章 - 7 -
8 溪流等における盛土	第1章 - 7 -
9 盛土の高さ	第1章 - 10 -
10 盛土材料に対する標準法勾配の目安	第1章 - 10 -
11 盛土ののり面の検討	第1章 - 10 -
12 建設発生土の利用基準	第1章 - 11 -

### 第2章 擁壁に関する技術的基準

1 擁壁の設置義務	第2章 - 1 -
2 擁壁の構造	第2章 - 3 -
3 擁壁の基礎地盤	第2章 - 5 -
4 地耐力	第2章 - 8 -
5 地盤の状況	第2章 - 9 -
6 擁壁の根入れ	第2章 - 11 -
7 擁壁の設計（共通）	第2章 - 13 -
8 練積み擁壁	第2章 - 13 -
9 プレキャスト擁壁	第2章 - 15 -
10 重力式擁壁	第2章 - 16 -
11 認定擁壁	第2章 - 18 -
12 任意設置擁壁	第2章 - 19 -

13 構造細目	第2章 - 20 -
14 水抜穴および透水層	第2章 - 21 -
15 コンクリート	第2章 - 23 -
16 鉄筋	第2章 - 24 -

### 第3章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

1 要求性能	第3章 - 1 -
2 設計定数	第3章 - 3 -
3 土圧の算定	第3章 - 5 -
4 部材の応力	第3章 - 13 -

### 第4章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

1 崖面崩壊防止施設の設置	第4章 - 1 -
2 崖面崩壊防止施設の要求性能	第4章 - 2 -

### 第5章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

1 法面の保護	第5章 - 1 -
---------	-----------

### 第6章 排水工に関する技術的基準

1 排水工	第6章 - 1 -
2 盛土内排水層（水平排水層）	第6章 - 8 -
3 排水施設の断面	第6章 - 9 -

### 第7章 土石の堆積に関する技術的基準

1 土石の堆積の設計	第7章 - 1 -
2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置	第7章 - 3 -

### 第8章 開発事業等に伴う防災対策に関する技術的基準

1 防災対策の考え方	第8章 - 1 -
2 流量増対策	第8章 - 1 -

### 第III部 様式編

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則で定める様式
- 2 滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則で定める様式
- 3 その他県が定める様式

## 盛土規制法に基づく許可基準

令和7年4月	制 定	「盛土規制法に基づく許可基準」
令和7年5月	改 正	「盛土規制法に基づく許可基準」

編集・発行  
滋賀県土木交通部住宅課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
電話 (077)528-4240